

令和3年度の介護保険料

65歳以上の人の介護保険料は、市区町村で介護保険料のサービスに必要な費用などから算出された「基準額」をもとに、所得に応じて決まります。

$$\boxed{\text{甲州市で必要な介護サービスの総費用}} \times \boxed{\text{65歳以上の方の負担割合23\%}} \div \boxed{\text{甲州市に住む65歳以上の方の人数}} = \boxed{\text{基準額(年額) 71,500円}}$$

○令和3年度から3年間の介護保険料

100円未満切り捨て

段階	対象となる方	料率	年額保険料
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者の方 老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方 世帯全員が市民税非課税で、前年の本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方 	基準額 ×0.5	※軽減措置 21,500円
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が市民税非課税で、前年の本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方 	基準額 ×0.75	※軽減措置 35,800円
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が市民税非課税で、前年の本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方 	基準額 ×0.75	※軽減措置 50,100円
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯の誰かに市民税が課税されているが本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方 	基準額 ×0.9	64,300円
第5段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯の誰かに市民税が課税されているが本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方 	基準額 ×1.0	71,500円
第6段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方 	基準額 ×1.2	85,800円
第7段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方 	基準額 ×1.3	92,900円
第8段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方 	基準額 ×1.5	107,200円
第9段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上500万円未満の方 	基準額 ×1.7	121,500円
第10段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上700万円未満の方 	基準額 ×1.8	128,700円
第11段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が700万円以上900万円未満の方 	基準額 ×1.9	135,800円
第12段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が900万円以上1,100万円未満の方 	基準額 ×2.0	143,000円
第13段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,100万円以上の方 	基準額 ×2.1	150,100円

※第1段階～第3段階については公費による低所得者保険料負担軽減措置により保険料が減額されています。

第1段階35,700円⇒軽減後21,500円

第2段階53,600円⇒軽減後35,800円

第3段階53,600円⇒軽減後50,100円

※「合計所得金額」とは収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除など所得控除をする前の金額です。介護保険では、上記所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した額を用います。